年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 平成28年5月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 4件

 厚生年金保険関係
 4件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500330号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を 認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月 13 日から平成 26 年 2 月 1 日まで

私は、請求期間においては、A社に雇用され、B業務に従事した。雇用契約書では、契約期間が2か月を超える可能性があること及び年金保険加入手続中であることが記載されている。

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成25年12月13日に訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された労働条件通知書(兼)雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)、A社から提出された労働者名簿、賃金台帳及び勤務記録により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第12条によれば、臨時に使用される者であって2か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険の被保険者としない旨規定されているところ、前述の労働条件通知書(兼)雇用契約書における契約期間欄には、「期間の定めあり(平成25年12月13日から平成26年1月31日まで)」と記載されており、同条の規定に該当するものと考えられることから、請求者は請求期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者には該当しないと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500338号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び 喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年3月1日から昭和54年9月1日

私は、昭和53年3月1日から昭和54年8月31日まで、A事業所において正社員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

請求期間当時は社会保険に加入し、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、 請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者は請求期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所の当時の事業主は、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、A事業所の現在の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、人事記録等の資料を保管していない旨回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。) によると、請求者が挙げた複数の同僚については、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、請求期間当時、同事業所では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者原票によると、請求期間において、請求者の厚生年金保険の被保険者記録 は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500346 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600013 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年2月12日から昭和47年2月1日まで

② 昭和48年3月1日から平成21年2月12日まで

私は、昭和44年2月12日から平成21年2月12日までA社又はB社に勤務していたにもかかわらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①及び②においても、正社員として勤務していたことは間違いないので、当該期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和47年2月1日、資格喪失年月日は昭和48年3月1日と記録されており、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、請求者は、昭和44年2月12日から平成21年2月12日までA社又はB社に勤務していたと陳述している。

しかしながら、厚生年金保険記号番号払出簿によると、A社は、昭和 47 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、請求者が氏名又は姓のみを挙げた 5 人については、当該期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、請求期間①については、昭和 47 年 2 月 1 日付けでA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会し、請求期間②については、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間①及び②における勤務状況等に関する回答を得ることができない上、同社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しによれば、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和 47 年 2 月 1 日、資格喪失年月日は昭和 48 年 3 月 1 日であることが確認できる上、請求者に係る雇用保険の被保険者記録によれば、同社における資格取得年月日は昭和 47 年 2 月 1 日、離職年月日は昭和 48 年 2 月 28 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

なお、請求者が事業所の名称であったと陳述する「B社」は、厚生年金保険の適用事業所で

あった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金 保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 九州(受)第1500372号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び 喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年6月17日から同年12月16日まで

② 昭和56年12月23日から昭和57年4月1日まで

③ 昭和57年4月1日から同年5月1日まで

年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間において、A事業所にB職員として勤務し、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した勤務記録カード及びC県が提出した請求者に係る履歴書によると、請求者は請求期間当時、A事業所において、B業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、C県は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の関連資料を保管していない旨回答しており、A事業所の事業主及び給与事務担当者は、当該資料の保管がなく、請求者の請求期間に係る届出等については不明である旨回答及び陳述していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和 57 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、請求期間①及び②について、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、請求者が請求期間当時、A事業所において、請求者と同様にB業務に従事していたとする同僚の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、請求者が請求期間当時、同事業所の正規職員であったとする同僚に照会しても、請求内容を裏付ける回答及び陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。